

国スポ延期に伴う国等からの支援の状況について

1 地方スポーツ振興費補助金

（1）令和2年度における改正内容

- 延期を踏まえて、国に財政支援を要請したところ、通常、開催年の都道府県による国体開催準備事業に適用される「地方スポーツ振興費補助金」*について、現行の補助制度が改正され、本県の今年度の開催準備事業に国庫補助が適用されることとなった。
※通常、今年度の開催県に適用

（2）補助対象経費

- 式典および競技運営に直接必要な経費*のうち、開催年度の変更によって生じる経費
※式典および競技運営に直接必要な経費の例

式典経費、競技運営経費、準備組織（県・開催市町）等運営事業経費、広報経費（県民運動、広報啓発、募金等）、ボランティア養成経費、宿泊衛生経費、輸送交通経費、施設管理運営経費 など

※県が間接補助事業者として市町に交付可

（3）補助金の額

定額

（4）国への申請額

補助対象経費に該当する広報経費（県民運動、広報啓発、募金等）、ボランティア養成経費、準備組織（県・開催市町）等運営事業経費、施設管理運営経費等について、76,644千円を申請。

申請額を令和2年度11月補正予算に計上。

	金額	備考
広報経費（県民運動、広報啓発、募金等）	40,107千円	・啓発品等の再作成費 ・延期に伴う広報・啓発費
ボランティア養成経費	1,496千円	・手話・要約筆記ボランティア養成事業費
準備組織（県）等運営事業経費	6,528千円	・準備委員会事務局費等
準備組織（開催市町）等運営事業経費	1,988千円	・市町の開催準備事業費への補助
施設管理運営経費	26,525千円	・指定管理料
計	76,644千円	

2 国等への要望に対する回答状況

要望事項	日本スポーツ協会の回答	国（スポーツ庁）の回答
新型コロナウイルス感染症影響下における新たな大会開催のあり方を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針</u>」を作成した。今後、開催県には本方針に基づき、ガイドライン等を作成の上、諸準備を依頼する。 三重県は開・閉会式の規模縮小を提案・計画するなど、自県の感染拡大防止策に基づいた大会のあり方を検討しており、他県でも同様な動きがあることから、貴県も提案があれば申し出いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能なことについては、相談しながら対応したい。 感染症の影響がどこまで続くか不明だが、運営方法も含めて考えていく必要がある。三重県も開会式、閉会式を見直すが、運営も相談しながらやっていきたい。 施設基準についても関係団体と調整する。 直接国費を支出できない部分もあるが、全体を通じて良い大会にできるよう配慮・協力させていただく。 競技力向上に対して国からお金は出せない。
感染症等に伴う両大会の延期にかかるルールを定める際は、本県に影響が及ばないよう検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> 開催基準要項の改定にあたり、<u>国体開催県の意見も聴取して検討する</u>。 →12/10 付けで日本スポーツ協会において「国民体育大会開催基準要項」を改定（詳細は別紙のとおり） 	
両大会延期の影響についての財政支援を拡充・継続すること。特に、延期の影響を受ける選手や競技団体に対し、令和6年開催の佐賀国スポへの予選免除による出場等の対応策を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットエイジの強化は、国体開催県が開催当該年に向けて行う強化で、開催県・後催県の10県程度が行っており、その他の県は、各県の重点競技を中心として全般的に強化しているものと認識。その中で<u>開催地ではない1県のみに予選免除となる特別枠を設けることは、都道府県対抗の国体において公平性という点で対応いたしかねる</u>。 スポーツ振興くじ助成金の適用拡大等については、当協会からも国（スポーツ庁）に働きかける。 	
開催県および市町の負担軽減のため、国民体育大会施設基準および各競技団体の競技規則のより一層の弾力的な運用を中央競技団体へ指導すること。	<ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会開催基準要項細則第2項に基づき、滋賀県および開催市町が同施設基準を弾力的に運用できるよう、<u>当協会が当該中央競技団体と協議・調整を実施し、可能な限り滋賀県および開催市町の意向に沿うよう努めることとする</u>。 	

要望事項	日本スポーツ協会の回答	国（スポーツ庁）の回答
延期に伴い開催経費が増加することから、大会運営費に対する支援の充実を図ること。	・国（スポーツ庁）に対して働きかけを行うとともに、 <u>国体パートナーの新規協賛企業の獲得を図り、貴県への交付金を増額できるよう努める。</u>	
2024 年のパリオリンピック・パラリンピック等に出場されるトップアスリートの滋賀国スポ・障スポへの出場など大会の盛り上げに向けた協力をすること。	・パリオリンピックに出場するアスリートが翌年の <u>滋賀国スポ</u> に参加するよう、中央競技団体などへ働きかけることとする。	

日本スポーツ協会における国民体育大会開催基準要項の改正について

日本スポーツ協会は、鹿児島国体延期と同様の事態が今後生じた場合に備え、国民体育大会開催基準要項における「第16項 大会開催の可否決定」を下記のとおり改正。

国体（国スポ）の延期のルールが規定されることにより、仮に、令和3年（2021年）開催予定の三重国体が延期されることとなった場合でも、本県の国スポの開催年度に変更は生じない※。

※仮に延期されたことがあった場合、三重国体は青森国スポ後の令和9年（2027年）に延期となる。

1 国民体育大会開催基準要項の改正概要

- ・ 「第16項 大会開催の可否決定」を「第16項 大会開催の可否決定及び延期の対応」とし、延期について規定。
- ・ 災害その他の事由^{※1}で、実施不可能な競技が3分の2程度に達した場合、予定されていた会期における大会の中止を決定。
- ・ 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況、全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況、実施競技の2/3以上で全国的に予選会開催が困難な状況が生じているときには、開催県が希望する場合、大会中止決定から1か月以内に延期を申請することができる。
- ・ 申請を受けて、日本スポーツ協会は、文部科学省と協議のうえ、延期の可否を決定。
- ・ 延期する場合、本大会については、開催地が決定している年又はこれに準ずる年^{※2}のうち、最も開催年が遅い年の翌年に延期する。
- ・ 実施競技、実施種目および参加都道府県数は、当初予定のとおり。
- ・ 延期された大会の開催年以降の大会は、開催年をそれぞれ1年延期。ただし、内定していた大会の延期は1回限り。
- ・ 延期開催は、当該大会につき1回限り。

※1：自然災害（豪雨、地震、津波等）、テロ、感染症の蔓延 等

※2：滋賀県、青森県の開催年は、「これに準ずる年」の扱い。青森県は、例年どおりであれば令和2年7月に開催内定の予定であったことを踏まえ、本県と同じ扱いとされる。

2 開催基準要項の新旧対照表（関係部分抜粋）

改正前	改正後
第16項 大会開催の可否決定 <p>大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。</p>	第16項 大会開催の可否決定及び延期の対応 <p>(1)国内において、大会開催時までに又は会期中に<u>災害その他の事由</u>が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、<u>日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定</u>する。この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。</p> <p>(2)(1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。</p>

- 1) 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害）
 2) 人為災害（火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害）
 3) 特殊災害（テロ、化学物質の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害）
 4) その他これに類する事象（感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む）
- (3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。
- 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
 - 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況
 - 3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会（本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。）の開催が困難な状況
- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。
- 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1ヵ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
 - 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
 - 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
 - ① 冬季大会：開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
 - ② 本大会：開催地が決定している年又は⑥)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
 - 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
 - 5) ③)により延期された大会の開催年以降に、開催地

が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ 1 年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。

6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは 1 回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。

7) 3)による延期開催については、当該大会につき 1 回限りとする。

(5) 延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第 7 項で定める。